香芝市立鎌田小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の 形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので ある。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(ふざけ合いやインターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- ○いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- ○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- ○いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、加害・被害という二 者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、 集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ○いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- 〇いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取組 を行う。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を効果的に行うと共 に、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ対策委員会を設置する。

「いじめ対策委員会」の構成員は以下の通りとする。

校長 教頭 教務 生徒指導主任 養護教諭

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、 いじめ防止等に係る年間計画を別に定め、いじめの見逃しをOにする。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、定期的な家庭訪問や個人懇談会を通しての学校と家庭の情報交換、いじめアンケートの実施による児童の意識調査や実態把握に努める。得られた情報については、学年集団でまず共通理解を図り、

必要であればいじめ防止対策委員会において報告や相談をし、いじめを未然に防ぐ対応を迅速に進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、けんかやふざけ合い等のささいな兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

具体的には、登校立哨での児童の表情の確認、服装や靴のチェック、授業中や休み時間において誰と接しているかなどの行動の観察、一人で過ごしていないか、体調不良を訴えて保健室へ行く、早退するなどの行動がないか、周囲の児童が笑っていたり避けるような態度をとったりしていないかなどの点検などを日々行う。

(3) いじめへの対処

①いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童等に対しては、気持ちや状況を十分に聞き取るとともに、謝罪や責任を問うのではなく、教育的配慮のもと発達段階を考慮した上で人間的成長につなげるべく、毅然とした態度で指導する。

そのためには、いじめ問題を対応するための体制づくりを充実させ、スクールカウンセラーや専門機関との連携をし、学年集団における役割分担、いじめ対策委員会における組織的対応が迅速に進められるよう、問題が起こっていない時にも共通理解を確実にする。

なおいじめの被害・加害児童だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるように 継続的な指導と支援を行う。

- ②加害児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせるとともに、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。その際、加害児童の保護者に協力を求めながら行う。
- ③いじめ対応において、法律や基本方針に照らして重大な過失が指摘されている場合、改めて教職員に 対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

(4)いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、「いじめに係る行為が少なくとも 3 か月の期間止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること」の 2 つの要件が満たされる必要がある。また、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き、被害児童及び加害児童や周りの集団を十分に観察し、必要に応じて関係機関と連携し、心のケア・支援を行う。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を設け、いじめの防止等の対策を家庭や地域、学校運営協議会と連携を図り、推進する。

また、学校だよりを定期的に発行して校内の情報発信を積極的にしたり、学校運営協議会との信頼関係を築き、地域の情報収集に努める等、日常的な連携も推進していく。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行う。

なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速 やかな解決に向け対応する。

学校が調査の主体となった場合には、いじめ対策委員会を中心に調査組織を設置し、事実関係を明確にしていく。調査によって明らかになった事実関係については、個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供していく。

教育委員会が調査主体の場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出などの調査に協力していく。 重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめをうけた児童やその保護者 の意向、公表した場合の児童への影響を総合的に勘案して適切に判断する。公表する場合、いじめをうけ た児童・保護者及び、いじめを行った児童・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容 を確認する。

7 いじめ防止等にかかわる年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		人権研修	いじめ対策委員会①		いじめ対策委員	人権研修
研修		(児童実態交流)			会③	(児童実態交流)
	基本方針策定					
未然						
防止	日常的に行う	· 迪時指導·学級指導			日常的に	
	あいさつ運動①					
早期			いじめアンケート①	個人懇談①		いじめアンケート
発見						2

	IO月	ⅠⅠ月	12月	I 月	2月	3月	
会議		いじめ対策委員				全体総括	
研修		会④				人権研修	
						(児童実態交流)	
未然							
防止	行う随時指導・学級指導			日常的に行う随時指導・学級指導			
	あいさつ運動②			あいさつ運動③			
早期			個人懇談②	保護者アンケート			
発見							

※毎回の職員会議後に児童共通理解を行う。

8 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会においてPDCAサイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。